明石歩道橋事故強制起訴事件最高裁決定

【文 献 種 別】 決定/最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 7 月 12 日

【事件番号】 平成26年(あ)第747号

【事 件 名】 業務上過失致死傷被告事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参照法令】 刑法 211条前段(平成13年法律第138号による改正前)

【掲 載 誌】 刑集 70 巻 6 号 411 頁、裁時 1656 号 5 頁

LEX/DB 文献番号 25448062

事実の概要

平成13年7月21日夜、大蔵海岸公園におい て、第32回明石市民夏まつりの行事である花火 大会等が実施され、その際、最寄駅と同公園とを 結ぶ歩道橋に多数の参集者が集中して過密な滞留 状態となった上、折り重なって転倒し、その結果、 11 名が死亡し、183 名が負傷したという事故が 発生した。この事故に関し、警察署副署長であっ た被告人は不起訴処分となったが、検察審査会に よる強制起訴の議決により、検察官の職務を担う 指定弁護士が公訴を提起した。本件事故による最 終結果の発生から公訴時効が進行し、公訴時効停 止事由がない限り、公訴時効が完成しているとこ ろ、上記指定弁護士は、本件事故に関して警察署 地域官であったBが業務上過失致死傷罪で起訴 され、平成22年6月18日に有罪判決が確定し ている1) ことから、被告人とB地域官は刑訴法 254条2項にいう「共犯」に該当し、被告人との 関係でも公訴時効が停止していると主張した。

この点につき、第一審判決²⁾および原判決³⁾は、被告人に過失(予見可能性)がないとして公訴時効の完成により免訴を言い渡した。これに対し、指定弁護士は上告した。

決定の要旨

上告棄却。

本決定は、検察官の職務を行う指定弁護士の上

告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異に する判例を引用するものであり、その余は、単な る法令違反、事実誤認の主張である以上、刑訴法 405条の上告理由に当たらないとした上で、以下 のように職権で判断した。

「本件において、被告人とB地域官が刑訴法254条2項にいう『共犯』に該当するというためには、被告人とB地域官に業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要がある。

そして、業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立 するためには、共同の業務上の注意義務に共同し て違反したことが必要であると解されるところ、 以上のような明石警察署の職制及び職務執行状況 等に照らせば、B地域官が本件警備計画の策定の 第一次的責任者ないし現地警備本部の指揮官とい う立場にあったのに対し、被告人は、副署長ない し署警備本部の警備副本部長として、C署長が同 警察署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立 場にあったもので、B地域官及び被告人がそれぞ れ分担する役割は基本的に異なっていた。本件事 故発生の防止のために要求され得る行為も、B地 域官については、本件事故当日午後8時頃の時点 では、配下警察官を指揮するとともに、C署長を 介し又は自ら直接機動隊の出動を要請して、本件 歩道橋内への流入規制等を実施すること、本件警 備計画の策定段階では、自ら又は配下警察官を指 揮して本件警備計画を適切に策定することであっ たのに対し、被告人については、各時点を通じて、 基本的にはC署長に進言することなどにより、B

地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう 補佐することであったといえ、本件事故を回避す るために両者が負うべき具体的注意義務が共同の ものであったということはできない。被告人につ き、B地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯 が成立する余地はないというべきである。

そうすると、B地域官に対する公訴提起によって刑訴法254条2項に基づき被告人に対する公訴時効が停止するものではなく、原判決が被告人を免訴とした第1審判決を維持したことは正当である。」

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、公訴時効の完成との関係で、被告 人とB地域官が刑訴法254条2項にいう「共犯」 に該当するというためには、被告人とB地域官に 業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要が あるとした上で、その過失犯の共同正犯の成否に つき判断を示したものである。過失犯の共同正犯 を巡っては、その存否および成立要件が議論され ているところ、本件において過失犯の共同正犯の 成立要件として「共同の業務上の注意義務に共同 して違反したこと」を明示し、その成否に関する 判断を示した点に本決定の意義が認められる4)。 特別刑法犯に関する最判昭 28・1・23 (刑集 7 巻 1号30頁) 以来言及されなかった過失犯の共同正 犯につき、その可能性および成立要件を積極的に 示したことは、今後の判例の方向性を示すものと して重要である。

二 過失犯の共同正犯の成立要件

過失犯の共同正犯に関しては、その共同正犯の可能性それ自体も議論の対象ではあるが、「共同義務の共同違反」がその成立要件であるとする理解が定着しつつある。そして、そこにいう共同義務とは、総じて、「共同者の各人が自己の行為から犯罪的結果を発生させないように注意するだけではなく、他の共同者にも注意を促して犯罪的結果を発生させないようにすべき注意義務」5)と解されている。このような構成は、裁判実務上、下級審裁判例6)を中心に示されてきたが、本決定

もこの流れを汲むものと位置づけられる。

もっとも、「共同義務の共同違反」の具体的判断が問題となる。この点、本決定は、行為者らの職制および職務執行状況等を踏まえ、それぞれの具体的な立場や役割を明らかにした上で、「具体的注意義務」を導き出し、その共同性を否定した。このような判示は、各々の注意義務の内容が抽象的または同種にとどまる場合には共同性は認められないとする趣旨であると解される。そうすると、競合者に課せられる注意義務の具体的内容に応じて、共同正犯と過失の競合の区別が行われ、例えば「縦の関係」(管理・監督過失)7)や対等な関係にあっても「管轄」が異なる場合においては、過失犯の共同正犯の成立が否定されることになろう。

これに対し、従来の見解によると、「共同義務 の共同違反」という理論構成では、一般に、「危 険の予想される状態において、相互利用、補充と いう関係に立ちつつ結果同避のための共通の注意 義務を負う者の共同作業の落ち度が認められると き、過失犯における共同実行」8)とされ、理論上、 共同正犯の共同性は、主として、「義務違反行為 の意思連絡しあるいは「結果回避義務違反の因果 的相互促進」を前提に説明される90。しかし、本 件は、副署長と地域官との間には、歩道橋への流 入規制のために機動隊出動の要請や警備計画策定 をしなかったという不作為において意思の疎通は 認められず、死傷結果に対する相互的な因果的惹 起もない事案である。そうすると、意思連絡をは じめとする「現実の相互作用」を共同性の要件に 求める考えによれば、過失犯の共同正犯は認めら れないことになる。

しかし、本件と同様に、「相互に指差し呼称してトーチランプの消火を確認しない」という不作為の意思連絡が認められない事案につき過失犯(業務上失火罪)の共同正犯を認めた下級審裁判例 100 に鑑みると、裁判実務上、「現実の相互作用」というメルクマールは共同義務を形成する一事情にすぎないと解される。そうすると、過失犯の共同正犯は、各行為者の態度からもたらされる義務の内容・範囲を手掛かりに、競合者らの共同任務に相当する領域から構成要件該当結果が発生したか否かにより判断されると解される。ゆえに、共

同正犯の共同性は、「事実的な共同」ではなく、「規 範的な共同」を意味するものであるように思われ る。

もっとも、共同義務が競合者間の地位の対等性を前提とするものであるか否かは必ずしも明らかではない。この点、現場責任者と作業員との間に過失犯の共同正犯を認めた下級審裁判例 ¹¹⁾ を踏まえると、競合者の「地位」というメルクマールは、各行為者の義務の内容・範囲の画定に資するものではあるが、法的地位の相違(上下関係)にかかわらず、問題となる具体的な義務の内容に応じて共同性が形成される余地があるように思われる ¹²⁾。

三 事故当日における共同義務と その具体的判断

本件起訴状によれば、事故当日に関する本位的 訴因と計画策定段階に関する予備的訴因が挙げら れている。このうち、本位的訴因は、最決平22・5・ 31 により確定した B 地域官の過失の内容を踏ま えた構成となっている。この点につき、本決定は、 「B地域官が……現地警備本部の指揮官という立 場にあったのに対し、被告人は、副署長ないし署 警備本部の警備副本部長として、C署長が同警察 署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立場に あったもので、……本件事故発生の防止のために 要求され得る行為も、B地域官については、本件 事故当日午後8時頃の時点では、配下警察官を 指揮するとともに、C署長を介し又は自ら直接機 動隊の出動を要請して、本件歩道橋内への流入規 制等を実施すること……であったのに対し、被告 人については……基本的にはC署長に進言するこ となどにより、B地域官らに対する指揮監督が適 切に行われるよう補佐することであった」として、 「具体的注意義務の共同」を否定した。

しかし、判示された副署長の義務内容は、地域 官の義務と比べて一般的・抽象的であり、当時の 履行すべき具体的義務が必ずしも明らかにされて いないように思われる。この点、本決定によれば、 B地域官には「本件事故当日午後8時頃の時点で は、配下警察官を指揮するとともに、C署長を介 し又は自ら直接機動隊の出動を要請して、本件歩 道橋内への流入規制等を実施する」注意義務が認 められるところ、機動隊の指揮権に関して地域官 が署長より付与されたことが判然としない¹³⁾ こ とに鑑みると、C署長を介して機動隊を出動させ ることにより雑踏事故を防止する注意義務は、指 揮権を持たない副署長にも課せられうる。という のも、事故当日、機動隊の出動により歩道橋への 流入規制を施すためにはC署長が自らまたは副署 長ないしB地域官からの要請により機動隊出動の 指揮権を行使しなければならない体制であったこ とが認められるからである¹⁴⁾。その上、C署長 への要請により機動隊を出動させ雑踏事故を防止 する任務(管轄)の棲み分けは地域官と副署長と の間で認められず、警備計画策定の経緯や不備に 鑑みると、被告人は、B地域官の行動を信頼して よい状況になかった以上、B地域官とともに、現 地の状況に関する情報収集を行い、必要に応じて 機動隊出動の要請により歩道橋への流入規制を施 すべき関係にあったと解される¹⁵⁾。

四 計画策定段階における共同義務と その具体的判断

次に、計画策定段階に関する予備的訴因に関して、本決定は「B地域官が本件警備計画の策定の第一次的責任者……という立場にあったのに対し、被告人は、副署長ないし署警備本部の警備副本部長として、C署長が同警察署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立場にあったもので……B地域官については、……本件警備計画の策定段階では、自ら又は配下警察官を指揮して本件警備計画を適切に策定することであったのに対し、被告人については……基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであった」として、「具体的注意義務の共同」を否定した16。

この点につき、計画策定段階の過程において認められる事実関係は、雑踏警備計画に関して原則として署長、副署長、地域官の決裁を得て確定に至る手続がとられ「7)、いずれの者も幹部連絡会などを通じて雑踏警備計画の検討に関与していたことである。具体的にみると、被告人においては、警備計画策定に関し最高の権限を持つ署長を補佐すべき立場から、計画案の策定に助言したにとどまらず、県警本部に対する警備要員の応援要請に

関し、要請により十分な回答が得られなかったB地域官にかわって自ら交渉したほか、数回にわたって開催された幹部連絡会において雑踏警備計画の内容を検討し、その際、歩道橋事故に関する問題点・改善策を自ら摘示してC署長の賛成も得ていたことが認められる。そうすると、副署長が署長と同等の策定権限を有しないとしても、機動隊の投入に際してC署長に対し意見を具申することも正犯的注意義務としてB地域官に課せられる点に鑑みれば、C署長を補佐すべき副署長であった被告人も、B地域官とともに、計画策定の是正および関係する警察官への周知徹底に関して、C署長に意見を具申することにより雑踏事故を防止する体制を構築すべき正犯的注意義務が認められる余地はあろう。

このような経緯を踏まえると、被告人には本件 歩道橋における雑踏事故の危険性に関する認識が ありながらも、同歩道橋における参集者の滞留に よる混雑防止のための有効な方策などについて具 体的な計画が策定されなかった以上、B地域官と の関係で、雑踏警備計画の不備を是正して事故を 防止すべき「共同義務の共同違反」が認められる 可能性はあったように思われる¹⁸⁾。

●---注

- 1) 最決平 22 5 31 刑集 64 巻 4 号 447 頁。
- 2) 神戸地判平25·2·20LEX/DB25503828。
- 3) 大阪高判平 26·4·23LEX/DB25503829。
- 4) 本決定の評釈等として、前田雅英「判批」捜研 65 巻 10 号 (2016 年) 41 頁、松宮孝明「判批」法セ 743 号 (2016 年) 123 頁、成瀬幸典「判批」法教 435 号 (2016 年) 178 頁などがある。
- 5) 大塚仁「過失犯の共同正犯の成立要件」曹時 43 巻 6 号 (1991年) 6 頁。
- 6) 札幌地小樽支判平 12・3・21 判時 1727 号 172 頁、名 古屋地判平 19・7・9LEX/DB25421152 など。
- 7) 例えば、秋田地判昭 40·3·31 下刑集7巻3号536頁(工事現場の庁舎の屋上で工事責任者と作業員が喫煙により庁舎等を焼損した事案につき過失犯の共同正犯を否定した)参照。
- 8)藤木英雄「過失犯の共同正犯」研修 263号 (1970年) 13百
- 9) 競合者間の意思連絡を必要とする見解として、内田文昭「最近の過失共同正犯論について」研修542号(1993年)23頁以下、橋本正博「過失犯の共同正犯について」研修743号(2010年)3頁以下などがある。また、因

果的相互促進を必要とする見解として、大塚裕史「過失犯の共同正犯の成立範囲」神戸62巻1=2号(2012年)1頁以下、嶋矢貴之「過失競合と過失犯の共同正犯の適用範囲」井上正仁ほか編『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2012年)205頁以下などがある。

- 10) 東京地判平 4・1・23 判時 1419 号 133 頁(世田谷ケーブル火災事件)。
- 11) 名古屋高判昭 61・9・30 高刑集 39 巻 4 号 371 頁。
- 12) この点につき、長井長信「判批」判評 343 号 (1987 年)63 頁参照。これに対して、地位の対等性を必要とする 見解として、大塚・前掲注5) 10 頁以下。
- 13) この点に関して、本決定は、B地域官において、「現場付近に配置された機動隊の出動についても、自己の判断で、C署長を介する方法又は緊急を要する場合は自ら直接要請する方法により実現できる立場にあった」とし、機動隊の指揮権の委譲につき必ずしも明確にしていない。神戸地判平16・12・17 刑集64巻4号501頁〔542頁〕も参照。
- 14) 上記最決平 22・5・31 が B 地域官に対し業務上過失致 死傷罪の成立を認めたことは、機動隊を出動させなかっ た不作為に関して署長ないし副署長との共同関係(共同 正犯)の可能性を示唆するものである。この点につき、 松宮孝明「判批」速報判例解説(法セ増刊)8号(2011年) 204頁以下参照。
- 15) 松宮・前掲注 4) 123 頁参照。なお、警察署本部と現地本部との関係につき、大阪高判平 19・4・6 刑集 64 巻 4 号 623 頁 [708 頁] (現地での部隊運用に関して、B地域官だけでなく、署長や副署長も自らの主体的判断により関与していた事実が認められている)参照。この点で、本件は、義務内容が同種でも各々に割り当てられた管轄(任務)が異なる横浜市大患者取り違え事件(最決平 19・3・26 刑集 61 巻 2 号 131 頁)と異なる。
- 16) 本決定を支持するものとして、前田・前掲注4)52頁 以下、成瀬・前掲注4)178頁。さらに、本件における 共同義務を否定する見解として、大塚裕史「過失の競合 と過失犯の共同正犯の区別」高橋則夫ほか編『野村稔先 生古稀祝賀論文集』(成文堂、2015年)228頁参照。
- 17) 神戸地判平 16・12・17 前掲注 13) 501 頁 [610 頁] 参照。
- 18) 神戸地判平 16・12・17 前掲注 13) 501 頁 [610 頁以下] (「雑踏警備等に関する各種文献においては、雑踏警備に ついて、事前の計画策定がほぼ 8 割、その計画を警備員 等に周知徹底できれば、その警備のほぼ 9 割は終わった といわれていることなどからすると、十分な警備計画が 策定されていなかったことが、本件事故発生の重要な原 因であることは否定できない」と摘示する)参照。

近畿大学准教授 金子 博